

平成 27 年度第 3 回扶桑町総合教育会議・議事録

名 称	平成 27 年度第 3 回扶桑町総合教育会議
日 時	平成 27 年 12 月 18 日(金)午前 10 時 00 分から 11 時 40 分
場 所	扶桑町役場 2 階 第 5 会議室
出席者	江戸町長 中島教育長 加藤教育委員長 柴田職務代理者 千田教育委員 松山教育委員 今枝教育次長 加藤学校教育課長 水野指導主事 尾関生涯学習課長 千田文化会館長 稲葉福祉児 童課長 事務局 高木総務部長 高木政策調整課長 兼松主幹 西川主査 鬼頭主 事 傍聴者 なし
議 題	1. あいさつ 2. 協議事項 (1) 扶桑町教育大綱(案)について 3. その他
内 容	<p>1. あいさつ (町長) 今まで審議をいただきありがとうございます。いただいた指摘を踏まえ、事務局において精査、検討をしたところである。パブリックコメント等の予定も組まれており、今回にて審議を終わらせることとしたいので慎重な審議をお願いしたい。</p> <p>2. 協議事項 (1) 扶桑町教育大綱(案)について (議長(町長)) 協議事項にうつる。次第 2 (1) 扶桑町教育大綱(案)について、前回の指摘を踏まえ、精査した内容を事務局より説明するよう に。 (政策調整課長) それでは、指摘をいただきました箇所につきまして、担当より説明させます。</p>

(政策調整課主事)

【「扶桑町教育大綱（案）」の前回会議での指摘事項と事務局修正カ所について説明】

(松山委員)

教育大綱は法律では無いのか、文末の表現がです・ます調ではなく、である調の方が相応しいのではないか。

(議長)

一般的な計画などでは、どのような表記となっているか。

(事務局)

この大綱は法律というよりも計画の要素が強い。町の最上位計画である総合計画では、です・ます調となっている。

(議長)

表記は問題ないように思われる。

(松山委員)

分かりました。

(議長)

前回も意見があったが、計画の期間について、国が4～5年程度と想定しているとして、この案では5年の計画期間と定めているが、この5年は国の教育振興基本計画にあわせている。だが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の3（大綱の策定等）をみると、「地方公共団体の長は……」とあるところからも、首長の任期である4年を区切りとすべきではないか。

(事務局)

国からは速やかに大綱を作成するよう要請があり、結果として、この大綱は5年、次期以降の大綱は4年とすることで、首長が任期の初期に大綱策定に携われるようにと考えている。次の首長選挙が4月に予定されている為、次の任期の首長が大綱策定に直接関われないという問題はあるが。

(議長)

スタートをどこに考えるか。来年4月に首長選挙がある。この大綱はいつから施行するつもりか。

(事務局)

来年4月1日を想定している。

(議長)

そうすると次の首長は、確認して見直すことは可能なのか。

(事務局)

例えば、4月に新しい町長が就任され、確認された後に施行するとなると、パブリックコメントが5月から1ヵ月取って、6月以降の施行となる。国からは早期に策定するよう要請されているが、必ず4月に施行すべきものではない。新町長の確認ののち、総合教育会議での了承を経て、パブリックコメントとなると、来年7～8月の施行となるが。

(議長)

任期が変わる年に大綱を更新していくのがいい。そんな杓子定規にやる必要はないが、新首長に確認はしてもらった方がいい。どうしても変更したければ総合教育会議を開いて変更すればいい。基本的には任期に合わせる方向でどうかということ。

(事務局)

最初の大綱は5年とし、その後は4年とすると、次の次の首長からは、任期1年目で作り込んでから2年目にスタートできる。ただ、次の町長は策定に関わらず大綱が出来てしまう。当然直すことは出来るが。

(柴田委員)

国の計画は5年。国が計画を見直した際に大綱を見直すよりも、首長が交代したときに大綱を見直すのが良いと考えるが。

(事務局)

国の計画は5年、首長の任期は4年ということで、大綱の期間については、各市町村において決めれば良いとのことだが、大綱

の期間を4年か5年かを決めることは、事務局のみでは難しい。

(教育長)

現在、愛知県教育振興計画も3期目に向けて改訂中だが、内容は時代に即して文章表現を変えることはあるが、大きくは変わらない。

(議長)

国や県の計画はいつから始まっているのか。

(事務局)

国は平成25年度から29年度まで。

(議長)

すでに大綱と計画期間が噛み合っていない。

(事務局)

国や県の計画は参酌するものとして捉えており、大綱自体が、改定の度に一から積み上げていくものではないと考えている。そうすると、大綱を一部修正をしていきながら、改定していくこととなると考える。

(教育長)

県の新しい計画は平成28年度から5年間。総合教育会議ができた経緯として、行政と教育が独立していたのを、首長からのご意見もいただくという考えで成り立っている。執行は教育委員会で行うが、大きくは総合教育会議で決めていくということ。なので、あまり細かいことまで決めていただくと、執行の際に困ることがある。例えば、第3章 施策の推進の重点目標1の2. 教育内容の充実のうち、「町内4小学校の3年生以上の児童が地域との連携により、守口大根の種まき、収穫、漬けこみを行うなどとして、地産地消、食育の充実を図ります。」というのは具体的すぎる。「町内の学校が地域との連携により、地産地消、食育の充実を図ります。」でどうか。

(議長)

整理するが、大綱の期間は5年ということによろしいか。

(教育長)

首長の思いが入った方が良い。

(議長)

それなら4年ということになる。

(教育長)

先ほどの事務局からの説明では、最初は5年、次からは4年とのことだったが。

(事務局)

そのとおり。この案の次の大綱からは4年とすると、ちょうど新しい首長の意見も入る形となる。

(議長)

それは分かる。ならば5年ということで。次に大綱に具体的な内容が書かれている点についてだが。

(事務局)

先ほど、教育長にご指摘いただいた点について、確かに具体的に書きすぎていると思われるので、修正することとしたい。

(加藤委員長)

食育という点でいえば、他の地元産野菜も使っている。守口もその一つ。

(議長)

第2章 大綱の重点目標3にある、「平成24年度に設立された総合型スポーツクラブを育成し、」とある中の設立年度の記載は不要。また、第3章 施策の推進の重点目標6に「安全性・防災性を高めるため計画的な大規模改修を実施し、」とある大規模とは何のことか。

(学校教育課長)

体育館を避難所として使用するため、太陽光発電設備と自家発電設備を設けることで、停電時に対応できるようにすることを考えている。

(議長)

この「大規模」というのを、広く捉えればいいと思う。クーラー設置のこともあるので、あまり「大規模」に限定しない方がいい。

(学校教育課長)

クーラー設置については、前段の文章の「環境配慮」の中に含んでいる。

(議長)

それならば、その後の「大規模」を残すなら、クーラーのことも具体的に書かなければならない。それから、その前の重点目標5の2. に放課後児童の居場所の確保とあるなかで、「放課後児童クラブ及び放課後子ども広場の一体的、または連携した実施に向けて、」とあるのは、表現がおかしいのでは。

(事務局)

まだ具体的な方向性が出ていないため、このような表記になっている。

(議長)

「一体的」とあるが、何ををもって「一体的」というのか明確な考えはあるのか。

(事務局)

広場とクラブを同じ場所でという意味で一体としている。

(議長)

例えば、学校の中で広場とクラブを一緒にやるという事と思うが、一体というのは姿をとらえている。今でもクラブと広場は緊密に連携しており、あえてこの表記は必要ない。

(加藤委員長)

関連して、この段にでてくる「放課後子ども総合プラン」は、どこのプランか。

(事務局)

国の作ったプランです。今の議長の指摘に添えば、「一体的、または連携した実施に向けて、」を削除します。また、先の「大規模」も削除します。

(松山委員)

第3章 施策の推進の重点目標4にある「家庭・学校・地域・職場・企業などが一体となり、」の「一体」は違和感がある。

(事務局)

「一体となり、」を「連携し、」に訂正します。また、第2章 大綱の重点目標3にある「平成24年度に設立された」と重点目標4の「一体となり、」も削除して、今までの指摘を反映させます。

(議長)

各委員、他にご意見等はよろしいですか。無ければ、大綱の審議・検討はここまでとし、指摘箇所を訂正するものとする。細かい語句の修正は、事務局に一任する。次第のその他として事務局より何かあるか。

(事務局)

この審議いただいた内容が最終案となり、来年1月7日から2月8日までパブリックコメントとして、一般からの意見を受け付ける。その後、意見を集約のうえで見直しについて、2月中旬に第4回の総合教育会議を開催する予定。ただし、パブリックコメントが0件の場合は、会議を開催せずに個別の報告にとどめることもある。

(教育長)

以前の総合計画見直しの際も、一字一句指摘をいただいたので、0件ということは無いと思う。

(議長)

本日の協議については以上で終了する。
ありがとうございました。

【午前11時40分終了】